

奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について

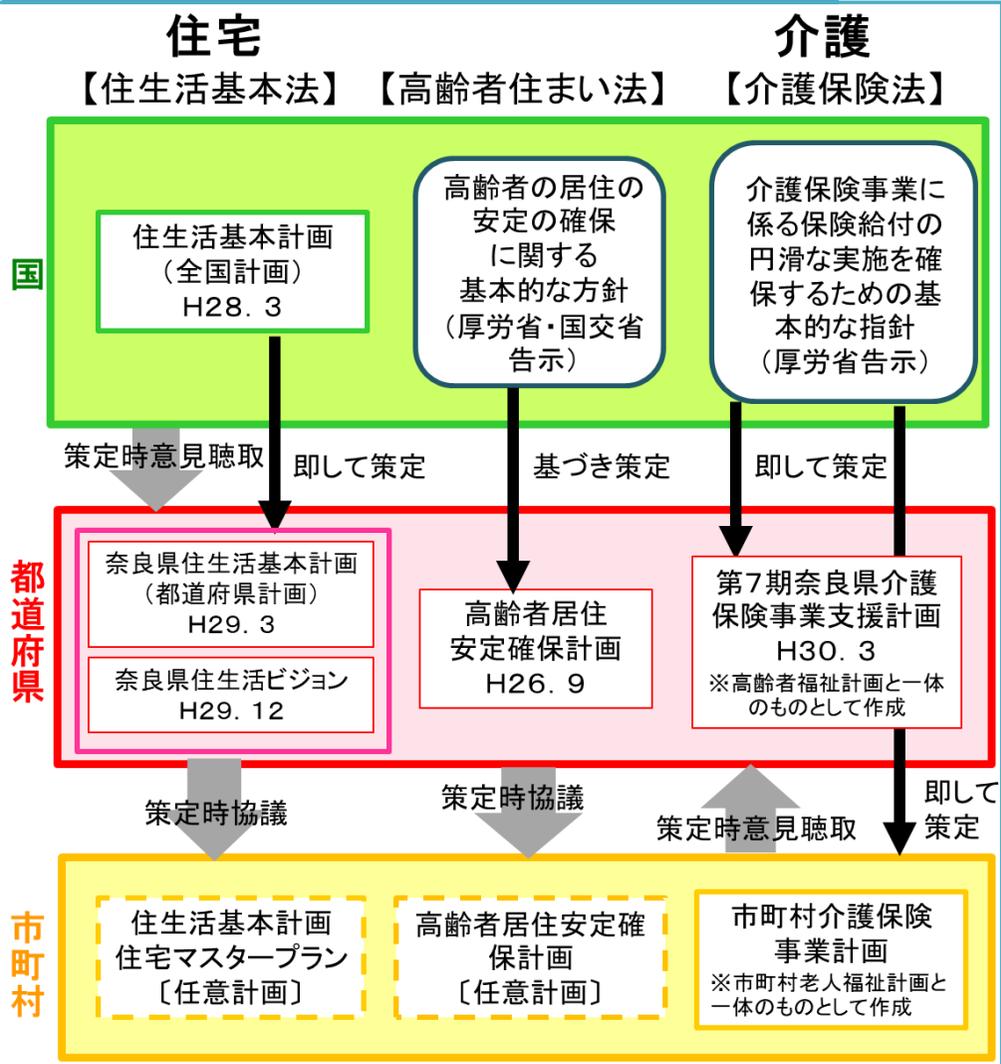
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課



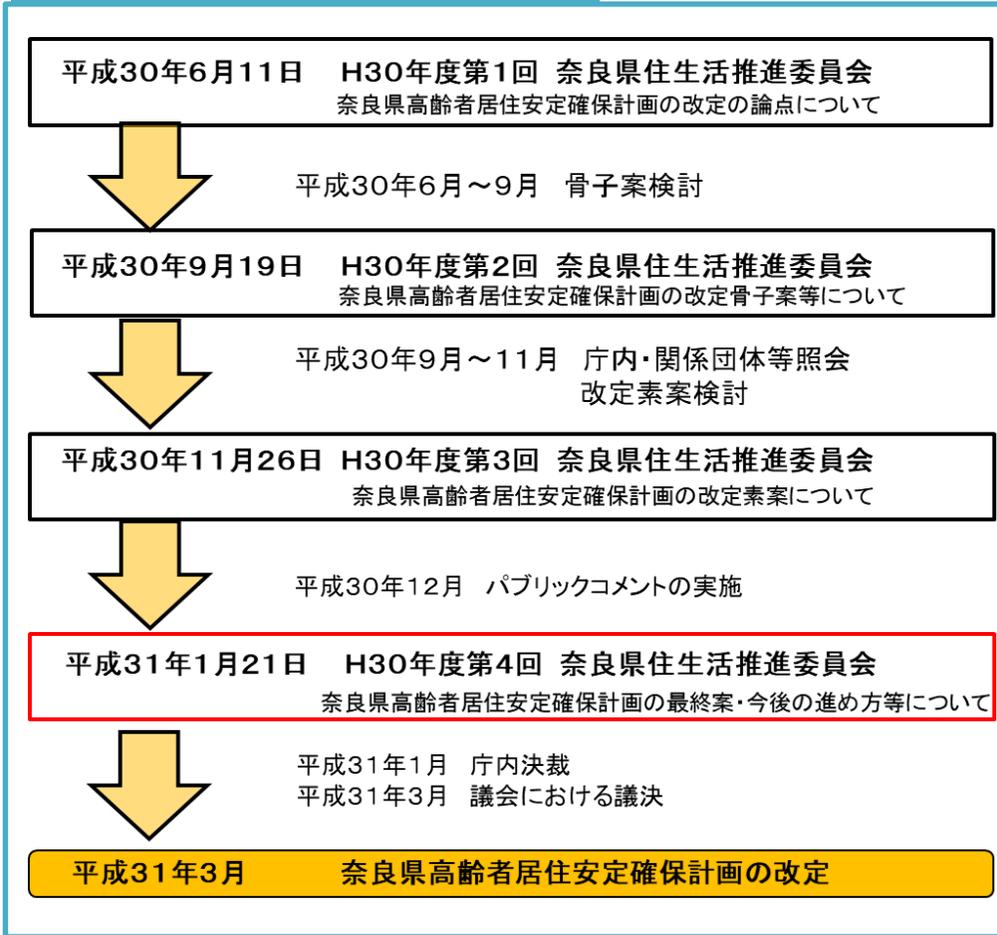
奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について

- 平成26年9月に策定した「奈良県高齢者居住安定確保計画」について、計画期間が今年度末であるため、見直しを行う。
- 平成29年12月に改定した「奈良県住生活ビジョン」、平成30年3月に改定した「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画」を踏まえ、検討を行う。
- 高齢者居住安定確保計画の改定にあたっては、奈良県住生活推進委員会でのご意見をいただきながら検討を進める。

高齢者居住安定確保計画と住宅・介護に関する計画との関係



今後のスケジュール

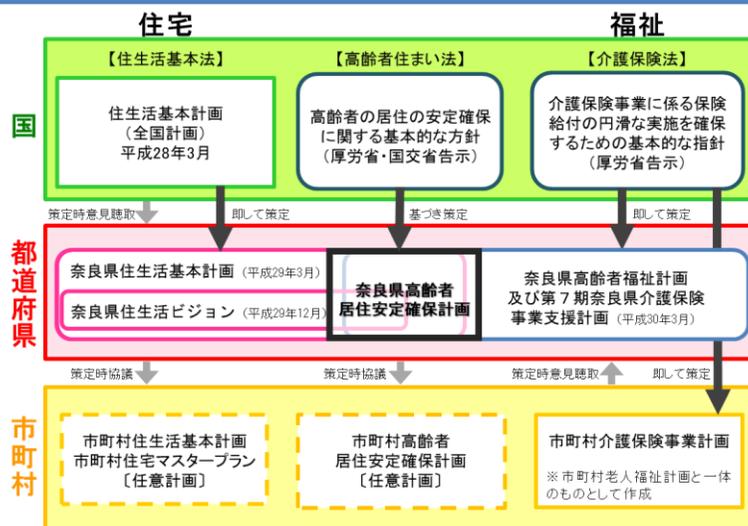


奈良県高齢者居住安定確保計画(改定案)の概要

高齢者居住安定確保計画の構成の考え方

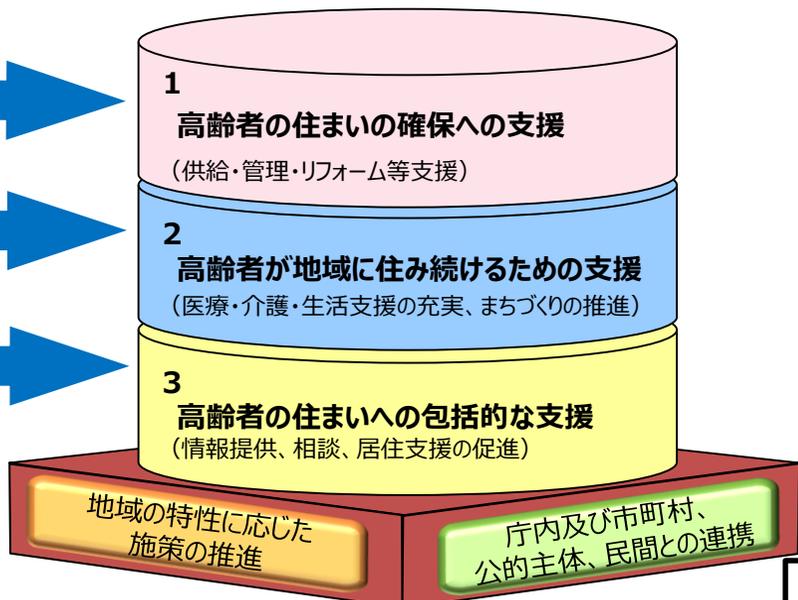
高齢者居住安定確保計画の位置づけ

- ・高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条に基づく計画。
- ・「奈良県住生活基本計画」及び「奈良県住生活ビジョン」、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画」をふまえ、**住宅政策と福祉政策が連携して、高齢者の住まいに関わる政策について総合的に取り組むことを目的として策定。**
- ・計画期間は平成31(2019)年度～平成35(2023)年度の5ヶ年。



- ① 高齢者が安心して暮らせる良質な住まいの形成
- ② 高齢者が住み慣れた地域に住み続けるための環境整備
- ③ 高齢者のニーズに応じた住まいへの居住支援
- ④ 多様な地域性への対応
- ⑤ 分野横断的な取組の強化

高齢者が安心して暮らせる住まいとまちづくり



奈良県高齢者居住安定確保計画(改定案)の概要

1 高齢者の住まいの確保への支援(供給・管理・リフォーム等支援)

○高齢者になっても住み慣れた住まいで暮らせるよう、安心して暮らせる住まいづくりや住みよい賃貸住宅の供給を促進

高齢者居宅生活支援体制が確保された 賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくりの促進

高齢になっても住み慣れた住まいで安全・安心に暮らせるよう、住まいの耐震化やバリアフリー化の促進及び被災時に住まいを速やかに復旧できる環境を整備します。

①安全・安心な住まいづくりの促進 住宅

- ・住まいづくりアドバイザーの派遣支援
- ・住宅・建築物耐震対策補助事業の実施
- ・災害時における円滑な住宅の応急修理の支援 等

②マンション居住者が安心して暮らせる環境整備の促進 住宅

- ・マンション管理基礎セミナーの実施 等

① サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム

平成35(2023)年までに、約9,000人分を供給

住宅 福祉

② 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

福祉

奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画に基づき、需要量を勘案しながら供給を促進

(2) 高齢者が住みよい賃貸住宅等の供給の推進

サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット住宅、バリアフリー化された県営住宅等の供給を推進するとともに、適正な管理を促進します。

①サービス付き高齢者向け住宅の供給と管理 住宅 福祉

- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給
- ・「奈良県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準」の規定 等

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

①住戸の基準

- 床面積は原則25㎡以上
- 構造・設備が一定の基準を満たすこと
- バリアフリー構造であること(廊下幅、段差解消、手すり設置)

②サービスの基準

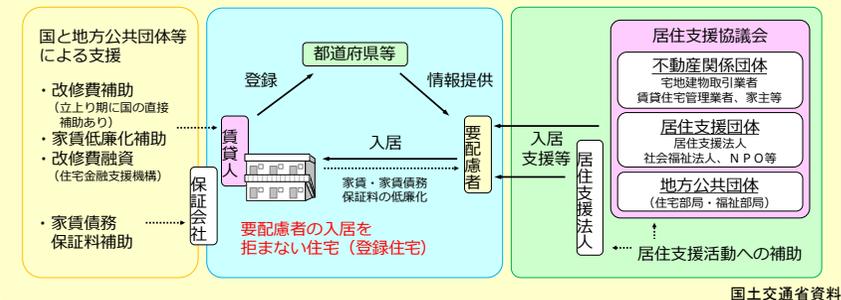
- 必須サービス: 安否確認
- サービス・生活相談サービス
- ※その他のサービスの例:
食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助



②セーフティネット住宅の登録の促進 住宅 福祉

- ・セーフティネット住宅の登録制度の推進 等

新たな住宅セーフティネット制度の概要



③高齢者が住みやすい公的賃貸住宅の供給と管理 住宅

- ・県営住宅の高齢者への優先入居の実施
- ・県営住宅の建替事業の推進 等

④高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進 住宅 福祉

- ・「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画」に基づき、認知症グループホームや介護老人福祉施設等の供給を促進

奈良県高齢者居住安定確保計画(改定案)の概要

3 高齢者の住まいへの包括的な支援(情報提供、相談、居住支援の促進)

○身体機能や生活環境の変化等により住み替えを希望する場合に、円滑に住み替えができるよう、住まいの情報提供やNPO法人や社会福祉法人などの多様な主体による居住支援(住まいの相談等の入居支援と見守り等の生活支援)を実施

(1) 住まいに関する情報提供 **住宅** **福祉**

身体機能や生活環境の変化等により、住み替えを希望する高齢者に対して、住まいの情報の提供や住み替えを支援する取り組みを行います。

- ・住まいの情報提供 等

(2) 多様な主体による居住支援の促進 **住宅** **福祉**

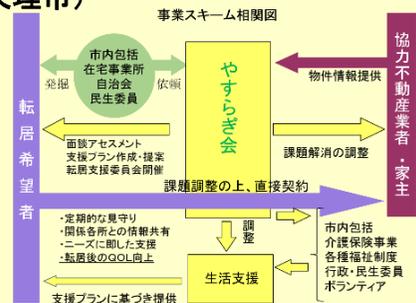
円滑に住み替えができるよう、NPO法人や社会福祉法人等の多様な主体による居住支援の取り組みを促進します。

- ・居住支援体制の構築に向けた会議の設置 ・奈良県居住支援協議会の活用 等

(事例)

社会福祉法人やすらぎ会の取り組み(天理市)

- 住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定を受けている。
- 高齢者の転居支援を行うため、宅地建物取引士保持者の雇用及び不動産業者との連携を行い、家主・高齢者双方安心して賃貸契約ができるよう支援している。
- 継続的な生活支援として、定期的な見守りや関係各所との情報共有を行っている。



施策の推進方策

○地域の特性に応じた施策の推進



「奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業計画」と整合を図るため、二次保健医療圏をもとに、地域を設定します。

■奈良・西和・東和・中和圏域

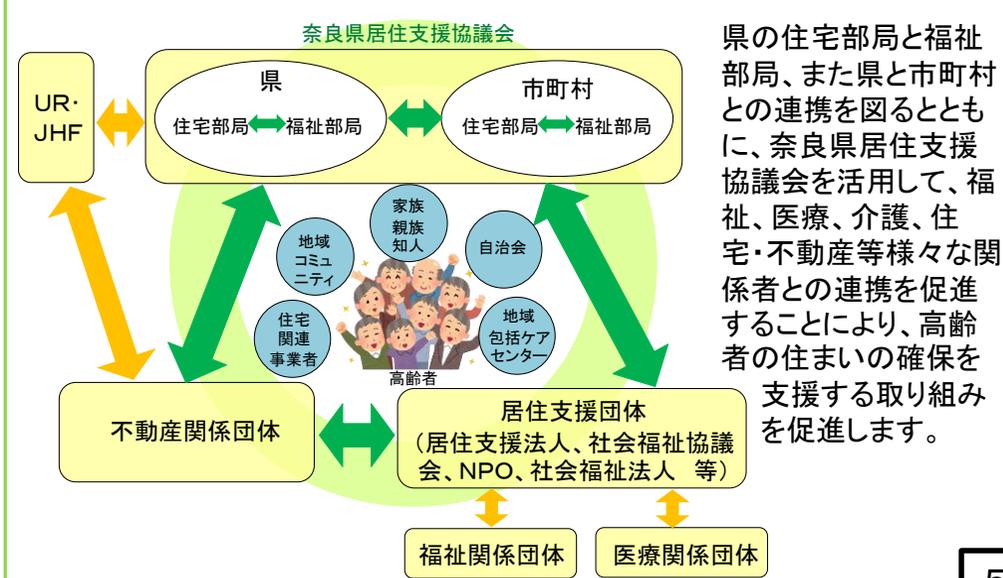
地域の支え合いの他に、福祉サービスや居住支援の取り組みを行う法人に対する支援により、多様な主体が高齢者を支える仕組みづくりを促進します。

また、東和圏域については、南和圏域と同様、地域の課題に対する取り組み事例の周知等を行い、地域の取り組みを支援します。

■南和圏域

医療・福祉等の地域の拠点に移住を促す取り組みなど、地域の課題に対する取り組み事例の周知等を行い、地域の取り組みを支援します。

○庁内及び市町村、公的主体、民間との連携



県の住宅部局と福祉部局、また県と市町村との連携を図るとともに、奈良県居住支援協議会を活用して、福祉、医療、介護、住宅・不動産等様々な関係者との連携を促進することにより、高齢者の住まいの確保を支援する取り組みを促進します。